

地域における防犯活動の推進事業の一環として

河川清掃を行います

日時 8月6日(日) 午前8時30分

※雨天・河川増水の場合中止
(午前7時30分に防災行政無線で放送します)

対象 小学校4年生以上

集合場所 ○山吹大橋・本町、越生東一、越生東二、上台、上野一、唐沢、上野東、上野二、如意、如意東、しらさき

○中央橋・河原、新宿、上町、仲町、西和田

○春日橋・大谷、鹿下、古池、成瀬、黒岩

○梅園小グラウンド・津久根、小杉、麦原、上谷、堂山

○山の家跡地・大満、黒山、龍ヶ谷

ゴミ集積場所 高木原児童公園、山吹大橋、山吹橋、中央橋、春日橋、高橋、梅園橋、新月ヶ瀬橋、天満橋、落合橋、下戸橋、石戸橋、北ヶ谷戸橋、下清水橋

用具等 ○ごみ袋と軍手は集合場所配布します。

○運動靴・長靴等でご参加ください。

ださい。サンダルは危険です。

○暑さ対策用品(帽子・飲料水など)は各自で用意ください。

その他 ○ごみは、可燃物・不燃物に分別して袋に入れてください。

○集合場所を受付した方は傷害保険に加入しますので、作業中にケガをした場合、翌日までに事務局へご連絡ください。



企画財政課 企画担当
内線224

まちづくりを推進していく上で地域づくりは欠かすことができない大切なもの

おもてなし大賞及びモデル事業発表会

越生町地域づくり推進協議会主催の「平成29年度おもてなし大賞表彰式及びモデル事業発表会」が5月7日に越生町中央公民館視聴覚ホールで行われました。

おもてなし大賞表彰式

「おもてなし大賞」はハイキングのまちを推進するため、越生町を訪れる観光客等へのおもてなしにつながる事業等を行い、その功績が特に顕著であると認められる個人や団体に贈られるものです。今年度はおもてなし活動を長年続けた1人と1団体が受賞されました。



▲受賞した宮崎さん

受賞者 宮崎政紀さん(龍ヶ谷事業内容 史跡案内と門松づくり)

受賞者 地域づくり推進協議会 麦原部会のみなさん
事業内容 麦原たらし焼もち



▲受賞した地域づくり推進協議会麦原部会のみなさん

モデル事業発表会

越生町地域づくり推進協議会では、より積極的な展開が見込まれる地域づくり事業に対して、モデル事業の指定を行ってまいります。発表会では昨年度にモデル事業の指定を受けた4部会の取り組みが発表されました。来場した119人のみなさんは熱心に耳を傾けていました。



- ① 麦原部会
- ② 戸口正さん
- ③ あじさい街道整備事業



- ① 上野二部会
- ② 山口豊さん
- ③ 虚空蔵尊さくら公園管理事業



- ① 黒山部会
- ② 三羽克彦さん
- ③ 三滝川景観整備事業



- ① 龍ヶ谷部会
- ② 宮崎初男さん
- ③ 野末張見晴台整備事業

企画財政課 企画担当
内線224

今年度の改正ポイントも紹介します

今年度の国民健康保険納税通知書を送付します

7月中旬に越生町国民健康保険に加入している世帯の世帯主（納税義務者）へ、平成29年度国民健康保険納税通知書を送付します。

普通徴収の納期 1期…7月31日(月)、2期…8月31日(木)、3期…10月2日(月)、4期…10月31日(火)、5期…11月30日(木)、6期…12月25日(月)、7期…平成30年1月31日(水)、8期…2月28日(水)

特別徴収の納期（加入者全員が65歳未満の世帯の場合）
1期…4月14日(金)、2期…6月15日(木)、3期…8月15日(火)、4期…10月13日(金)、5期…12月15日(金)、6期…平成30年2月15日(木)

※原則世帯主の年金から天引きされます。ただし、世帯主が国保以外、年金が年額18万円未満、介護保険料の天引きとの合計が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。年金から天引きとなる方も口座振替へ変更できます。

納付は口座振替が便利

国保税の納付方法を口座振替にすれば、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年以降も自動的に更新されます。手続きは、通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちのうえ、次の金融機関の窓口でお申込みください。金融機関 埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

2. 低所得世帯への軽減制度を拡大します

前年中の世帯の総所得金額の合計が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。国の税制改正に伴い、国保税の軽減判定基準が拡大され、軽減判定所得の算定に用いる1人あたりの加算額が5割軽減は27万円（今まで26.5万円）、2割軽減は49万円（今まで48万円）となりました。

1. 国民健康保険税課税限度額を改正します

今回の課税限度額の改正は、国で定められている額に合わせるもので、医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額を2万円ずつ引き上げ、課税限度額の合計額が85万円から89万円になります。国保加入者の医療費は、加入者が負担する国民健康保険税で成り立っていますので、ご理解をお願いします。

均等割額の軽減措置について

軽減割合	総所得金額が下記の基準を超えない世帯
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下

※軽減措置が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と国保加入者全員が所得の申告が済んでいる世帯に限ります。

平成29年度の税率

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	7.4%	2万4千円	54万円
後期高齢者支援金分	1.6%	8千円	19万円
介護納付金分	1.2%	1万1千円	16万円

所得割 + 均等割 = 年税額（上限89万円）

国民健康保険税課税限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院などの理由で医療費が高額になる場合、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示

国民健康保険税の計算例

(40代夫婦、子ども2人、給与収入400万円（所得266万円）の場合）



課税標準所得額
= 前年総所得金額（266万円） - 基礎控除額（33万円） = 233万円
所得割額（所得に応じて）
= 課税標準所得額 × 所得割の税率
均等割額（1人あたり）
= 均等割額 × 加入者数

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分
所得割額	233万円 × 7.4% = 172,400円	233万円 × 1.6% = 37,200円	233万円 × 1.2% = 27,900円
均等割額	2万4千円 × 4人 = 96,000円	8千円 × 4人 = 32,000円	1万1千円 × 2人 = 22,000円
計	①268,400円	②69,200円	③49,900円

年税額 = ① + ② + ③ = 387,500円

※介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象

国民健康保険税の減額認定証について

7月中は新しい認定証を發行できません。

すると、窓口での支払いが限度額（所得区分によって異なります）までになります。町民課窓口で申請してください。町民課認定証をお持ちの方は8月1日以降に更新を。すでに「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日です。引き続き必要な方は、8月1日以降に印鑑、保険証、有効期限の切れた認定証を持参のうえ、町民課窓口で更新してください。7月中は新しい認定証を發行できません。

町民課 国保年金担当 内線 121